

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規則

○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (農業経済課) 二二六

○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則 (経営管理課) 二二六

○北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則 (漁業管理課) 二二六

告示

○有害興行の指定 (生活文化・青少年室) 二二七

○特定非営利活動法人設立の認証の申請 (生活振興課) 二二七

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (障害者保健福祉課) 二二九

○生活保護法による介護機関の指定 (保護課) 二二九

○生活保護法による介護機関の変更の届出 (保護課) 二三〇

○国土調査の指定 (農地調整課) 二三〇

○土地改良区の役員の住所変更の届出 (土地改良指導課) 二三〇

○土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 二三〇

○土地改良区の解散による清算人の就任の届出 (土地改良指導課) 二三一

○土地改良区連合の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 二三一

○道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 二三一

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (農産園芸課) 二三一

○知事権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 二三一

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 二三一

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 二三一

○公共測量の実施の通知(二件) (建設部総務課) 二二三

○道路の区域の決定(二件) (道路整備課) 二二三

○道路の区域の変更(三件) (道路整備課) 二二三

○道路の区域の決定及び供用の開始 (道路整備課) 二三四

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課) 二三五

○公有水面の埋立ての承認の出願 (砂防災害課) 二三六

○都市計画の変更の決定 (都市計画課) 二三七

○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行(三件)

○都市計画事業の認可 (都市環境課) 一三七

○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 一三八

○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 一三八

○公募型プロポーザルの実施 (構造改革推進課) 一三九

○建築基準法による一定の複数建築物の認定 (構造改革推進課) 一三九

○選挙人名簿に登録されている者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会告示) 一四〇

○風営適化法施行条例第四条第一項の規定に基づく営業時間の特例の日の指定 (道警察本部告示) 一四〇

○一般競争入札の実施に関する公告 (道警察本部告示) 一四二

○公募型プロポーザルの実施 (道警察本部告示) 一四三

公布された規則のあらまし

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第八十五号)

一 趣旨
農業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容
農業近代化資金の利子補給率のうち、年〇・六パーセントとあるものを年〇・四パーセントに改めることとした(第二条の表関係)。

三 施行期日等
この規則は、公布の日から施行し、平成十三年五月十八日以後の利子補給承認分から適用することとした。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則(規則第八十六号)

一 趣旨及び内容
北海道財務規則の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日
この規則は、公布の日から施行し、平成十三年六月一日から適用することとした。

平成十三年六月十五日 金曜日

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第八十七号）

- 一 趣旨
- いるか漁業を取り巻く情勢にかんがみ、いるか突棒漁業を知事許可制とするとともに、えぞばふんづにの採捕禁止期間を改正することとするため、この規則を制定することとした。
- 二 内容
- 1
- いるか突棒漁業について、新たに知事許可制とすることとした（第五条関係）。
- 2
- 道外に住所を持つ者がいるか突棒漁業の許可を申請する場合について、その住所のある都府県知事の副申書を申請書に添付することとした（第二条第二項関係）。
- 3
- 鹿部町、南茅部町及び榎法華村におけるえぞばふんづにの採捕禁止期間について、産卵期の実情に適合するよう改正することとした（第三十九条第一項関係）。
- 三 施行期日
- この規則は、平成十三年六月二十五日から施行することとした。ただし、第三十九条第一項の改正規定は、平成十三年九月一日から施行することとした。

規則

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十三年六月十五日

北海道規則第八十五号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年北海道規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中、「年〇・六パーセント」を「年〇・四パーセント」に改める。

附則

- 1
- この規則は、公布の日から施行する。
- 2
- この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十三年五月十八日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年六月十五日

二二六

北海道規則第八十六号

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則
北海道有林野の産物売払規則（昭和三十六年北海道規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「年三十六・五パーセント」を「年八・二五パーセント」に改める。

附則

- 1
- この規則は、公布の日から施行する。
- 2
- この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、入札その他の契約の申込みの期限が平成十三年六月一日以後である契約について適用し、当該期限が同日前である契約については、なお従前の例による。

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年六月十五日

北海道規則第八十七号

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則
北海道海面漁業調整規則（昭和三十九年北海道規則第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「及び同条第十四号」を、「第十四号及び第二十二号」に改める。
第五条中、「第二十一号」を、「第二十二号」に改め、同条ただし書き中、「第二十五号」を「第二十六号」に改め、同条中第二十五号を第二十六号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 いるか突棒漁業

第三十九条第一項の表えぞばふんづに（がぜ）の項を次のように改める。

附則

えぞばふんづに（がぜ）	六月一日から七月三十一日まで	茅部郡砂原町・同郡鹿部町両町界から亀田郡恵山町・同郡榎法華村両町村界に至る間の渡島支庁管内沖合海域
	七月一日から九月三十日まで	十勝、釧路及び根室支庁管内沖合海域
	九月一日から十月三十一日まで	その他の全道沖合海域

北海道知事 堀 達也

北海道知事 堀 達也

この規則は、平成十三年六月二十五日から施行する。ただし、第三十九条第一項の改正規定は、平成十三年九月一日から施行する。

市

区

北海道告示第1062号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成13年6月15日

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
-------	-------	------------	-------	-------

邦画	義母と教師 教え娘の部屋で...	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため	
同	I・K・U	アツリソング			
同	ソーラ・ジョイス 或る小説家の妻	ケイエスエス	全部		
同	淫女乱舞 バトルとロイセツ	オーピー映画			
同	浴衣未亡人 黒い下着の誘惑	新日本映像			
同	団地妻 隣のあえぎ	新東宝映画			
同	もっこりSEXY BOYS	オーピー映画			
同	教師みさお 舐めてあげる	同	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため	
同	熟女妻 絡みつく夜	同			

北海道告示第1063号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成13年6月15日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 申請のあった年月日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 代表者の氏名
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

平成13年5月2日

こぶたの家の会

國忠了

士別市東2条11丁目

この法人は、乳幼児の保育を必要とする不特定の保護者に対して、保育サービスを提供するとともに、地

域社会での子育てを支援し、乳幼児の健全育成に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 代表者の氏名
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

平成13年5月8日

伊達市手をつなぐ育成会

松倉 一男

伊達市元町39番地3

この法人は伊達市に在住する知的障害児（者）と、その家族の福祉を会員の自主的活動によって増進すると共に、地域社会に向けた知的障害児（者）へのソーシャルセッションの普及啓発に関する事業を行い、心豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 代表者の氏名
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

平成13年5月9日

札幌市精神障害回復者小規模共同作業所連絡協議会

宮田 英次

札幌市豊平区美園6条8丁目1-4-101 ひまわり共同作業所内

この法人は、在宅精神障害回復者の社会復帰訓練を行う小規模共同作業所育成と活動の振興を図り、在宅精神障害回復者の社会復帰を促進し、精神障害回復者の福祉向上を目指す札幌市内の小規模共同作業所（以下、「作業所」と言う）の充実強化を図り、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 代表者の氏名
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

平成13年5月15日

ふれあいインさるま

戴 香寿枝

常呂郡佐呂間町字若佐41番地の1

この法人は、高齢になっても住み慣れた場所で生き活きと暮らし続けたいと願う地域の高齢者に対してさまざまな介護サービスを行うと共に、福祉に関わる調査・研究・情報提供を行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成13年5月17日 (2) 特定非営利活動法人の名称 知的障害者在宅支援・りぼん (3) 代表者の氏名 藤澤 静江 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市西区平和1条8丁目2番18号 (5) 定款に記載された目的 この法人は、知的に障害のある人達の自立をめざし、住むところ、働くところ、余暇を楽しむところにおける支援と、地域での社会参加を積極的に進めることにより、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。	9(1) 申請のあった年月日 平成13年5月18日 (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道オートキャンプ協会 (3) 代表者の氏名 横井 久 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市東区北28条東1丁目 札幌自動車会館内 (5) 定款に記載された目的 本会は北海道の豊かな自然を背景として余暇の高度利用を図るため、オートキャンプの普及を通じて自然にやさしいキャンプやアウトドアライフを推進するとともに、恵まれた自然環境の保全を図る。それと同時に地域観光を中心としたまちづくりと、地域活性化に貢献する。また、ファミリーキャンプや子供たちの野外活動を実践して、親子のふれあいや机上では学べないできない人間のやさしさ、思いやり的心を育み、子供たちの健全な育成と社会教育の支援活動に資する。さらに、これらの目的を達成するため、各種の普及事業、指導者の育成、ならびに国際交流を図り、広く国民生活の向上に寄与することを目的とする。
6(1) 申請のあった年月日 平成13年5月17日 (2) 特定非営利活動法人の名称 ニセコがんば会 (3) 代表者の氏名 伊藤のり子 (4) 主たる事務所の所在地 虻田郡ニセコ町字ニセコ387番地6 (5) 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ人たち、高齢の人たちが自然と触れながら様々な体験を通し、日常生活に潤いと生きがいを生み出し、心豊かに暮らしていくことに寄与することを目的とする。	10(1) 申請のあった年月日 平成13年5月18日 (2) 特定非営利活動法人の名称 ソフトテニスインターナショナルサポート協会 (3) 代表者の氏名 湯浅 公夫 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市清田区北野3条5丁目4番21号 (5) 定款に記載された目的 この法人は、子どもから大人までソフトテニスを楽しむ方や、ソフトテニスに限らずスポーツを愛する方々に対し、地域における活動の場の提供や、スポーツを通じての国際協力、その他支援のための事業並びにスポーツを通じたボランティア活動を行うことにより、スポーツの普及と振興に寄与することを目的とする。
7(1) 申請のあった年月日 平成13年5月17日 (2) 特定非営利活動法人の名称 りくべつエスビーオー優愛館 (3) 代表者の氏名 原子 裕志 (4) 主たる事務所の所在地 足寄郡陸別町字陸別原野基線327番地38 (5) 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす人たちが、住み慣れた町で安心して暮らし続けることができるよう、豊かで心通う介護・福祉サービスを提供し、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。	11(1) 申請のあった年月日 平成13年5月22日 (2) 特定非営利活動法人の名称 コツシ會 (3) 代表者の氏名 平岡 康夫 (4) 主たる事務所の所在地 帯広市稲田町西2線7番地 (5) 定款に記載された目的 本会は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、地域全体の葬儀一切に関して人種宗教を問わず深い敬愛の念を持って接し、故人あるいはご
8(1) 申請のあった年月日 平成13年5月17日 (2) 特定非営利活動法人の名称 長万部町緑と樹を愛する会 (3) 代表者の氏名 丹野 利春 (4) 主たる事務所の所在地 山越郡長万部町知来140番地 (5) 定款に記載された目的 この法人は、長万部町民に対して、森林保全と緑化に関する事業を行ない、長万部町の環境保全とまちづくりに寄与することを目的とする。	

遺族の意志を大切に、営利を第一の目標とすることなく、福祉の精神にのっとり地域社会に根ざした葬儀の実現を目指した活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成13年5月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称 北海道国際音楽交流協会

(3) 代表者の氏名 河邨文一郎

(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北1条西3丁目3番地 札幌MINビル6F S I S F

(5) 定款に記載された目的 この法人は、北海道の音楽文化のために、将来性のある本道ゆかりの若い音楽家の海外研修を支援し、海外音楽家を招へいし、演奏や公開レッスンを通して音楽水準を高め、音楽家や留学生の受入れ、道内音楽家の海外派遣による本道の音楽活動の国際化を図るとともに、精神文化の荒廃が憂えられる今日の社会のなかで、豊かな心が育つ環境づくりを目指し、芸術文化の向上とともに、精神性あふれる環境と、生活文化の水準の向上を図ることを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成13年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称 ほしの里

(3) 代表者の氏名 大友 勝美

(4) 主たる事務所の所在地 札幌市西区葵寒13条5丁目2番6号

(5) 定款に記載された目的 この法人は、人間として自分らしく、豊かに自立した生活ができる介護支援体制を確立し、地域のコミュニティ形成に寄与することを目的とする。

北海道告示第1064号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年6月15日

北海道知事 堀 達 也

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 障害者情報バリアフリー設備整備事業（設備整備費）に使用するパーソナルコンピュータ 153台

(2) 同事業に使用するソフトウェア 153組

(3) 同事業に使用する周辺機器 51組

2 落札を決定した日

平成13年6月5日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 北海道松下システム株式会社

(2) 住 所 札幌市白石区平和通14丁目北1番23号

4 落札金額

54,579,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成13年北海道告示第539号及び第673号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道保健福祉部障害者保健福祉課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1065号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年6月15日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又は 氏 名 サービスの種類 所 在 地 又は 住 所 指 定 年 月 日

アイリスケアセンター 訪問介護 帯広市東4条南21丁目4番15 平成13. 4. 30

大月クリニック 訪問看護 岩見沢市2条西6丁目3番地2 同 13. 4. 1

大月クリニック 居宅療養管理指導 岩見沢市2条西6丁目3番地2 同

医療法人社団吉田歯科 居宅療養管理指導 函館市湯川町1丁目29番地8号 同 13. 1. 1

口腔外科

グルーブホーム花かぞ 痴呆対応型共同生活介護 亀田郡七飯町字桜町665番11 同 13. 5. 1

アイリスケアセンター 帯広東 わたぼうしの家「あつ たかミニデイサービ ス」 福祉用具貸与事業所ケ アサポートさくら 社会福祉法人根室市社 会福祉協議会ケアサ ビスセンターしやきよ う	通所介護 通所介護 福祉用具 貸与 居宅介護 支援事業	帯広市東4条南2丁目4番15 釧路市弥生1丁目1番33号 江別市文京台東町23番地の4 根室市有磯町2丁目6番地	平成13. 4. 17 同 13. 4. 1 同 同
江差地域ケアプラン相 談センター 苫小牧地域ケアプラン 相談センター 当麻地域ケアプラン相 談センター 函館ケアプラン相談セ ンター 士別地域ケアプラン相 談センター アイリスケアセンター 帯広東 わたぼうしの家居宅介 護支援事業所	居宅介護 支援事業 居宅介護 支援事業 居宅介護 支援事業 居宅介護 支援事業 居宅介護 支援事業 居宅介護 支援事業 居宅介護 支援事業	檜山郡江差町字中歌町198の6 江差地域振興センター2階 苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル1階 上川郡当麻町6条西4丁目2番 8号 当麻町健康福祉施設 函館市山の手1丁目18番26号 士別市東山町3029番1 士別市 保健福祉センター2階 帯広市東4条南21丁目4番15 釧路市弥生1丁目1番33号	同 13. 5. 1 同 同 同 同 同 同 13. 4. 1

北海道告示第1066号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定介護機
関から次のとおり届出があった。

平成13年6月15日

名 称 又 は 氏 名	サービス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	届 出 の 内 容
訪問看護ステーション 千代ヶ台	訪問看護	函館市千代ヶ台3番5号	平成13. 4. 1～ 同 14. 3. 31 休止
株式会社オイシス総合 ケアステーション瀬棚	居宅介護 支援事業	瀬棚郡瀬棚町字本町456 番地	同 13. 4. 1～ 同 14. 3. 31 休止

医療法人社団こぶしこ ぶし介護相談室 こぶし神経クリニック こぶし神経クリニック 吉田歯科口腔外科ゆめ かわクリニク 居宅介護支援事業所ハ ッピー砂川 訪問看護ステーション ハッピー五稜郭	居宅介護 支援事業 訪問看護 居宅療養 管理指導 居宅療養 管理指導 居宅介護 支援事業 訪問看護	岩見沢市2条西6丁目3 番地2 岩見沢市2条西6丁目3 番地2 岩見沢市2条西6丁目3 番地2 函館市湯川町1丁目29番 8号 砂川市西3条北4丁目1 - 2 函館市昭和4丁目24番2 号 はなさき1階A号室	同 13. 3. 31 廃止 同 同 同 12. 12. 31 同 同 13. 5. 1 同 同
---	--	---	---

北海道告示第1067号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり中頓別町が
実施する地籍調査を国土調査として指定した。

平成13年6月15日

1 調査を行う者の名称	中頓別町	北海道知事 堀 達 也
2 調 査 区 域	中頓別町字旭台の一部	
3 調 査 期 間	平成13年6月11日から平成13年9月28日	
4 指 定 の 年 月 日	平成13年6月6日	

北海道告示第1068号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江差土地改良区から、
次のとおり役員の仕事変更の届出があった。

平成13年6月15日

理 事 ・ 氏 名	変 更 前	変 更 後
監事の別		
理 事 山田 常雄	檜山郡江差町字鯨川264番地 の2	檜山郡江差町字鯨川1194番地 の2

北海道告示第1069号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年6月5日、永
山土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年 6 月15日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1070号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人遠軽土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があった。

平成13年 6 月15日

北海道知事 堀 達 也

就任年月日	氏 名	住 所
平成13. 4. 20	間 傳 一	紋別郡生田原町字水穂400番地の6
同	石 井 孝 一	同 遠軽町大通北6丁目4番地の1
同	同 岸 浪 重 男	同 字千代田180番地の1
同	同 伊 藤 裕 樹	同 字清川1333番地
同	同 間 德 光	同 生田原町字水穂400番地の6
同	同 村 上 繁 昌	同 字水穂144番地
同	同 竹 津 博	同 字水穂93番地

北海道告示第1071号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成13年 6 月7日、美瑛川水系土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成13年 6 月15日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1072号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年 6 月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年 6 月15日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名	事 業 の 種 類	堀 達 也 所 属 場 所
田 代 高 台	一般農道（山村基幹）	北海道檜山支庁
朝 日	農免農道整備	北海道網走支庁
紫 雲 古 津	一般農道（過疎基幹）	北海道日高支庁
大 別 北	農免農道整備	北海道釧路支庁
釧 路 北 部	中山間地域総合整備（農業用排水、農道）	同

西 阿 寒	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良）	同
屈 斜 路	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農業用排水、農道、土層改良）	同

北海道告示第1073号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年 6 月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成13年度水田農業経営確立助成補助金等電算処理業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成13年 5 月31日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社インテック
(2) 住 所 富山県富山市牛島新町 5 番 5 号
- 4 随意契約に係る契約金額
34,828,500円

- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道農政部農産園芸課
- (2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1074号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年 6 月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 保安林予定森林の所在 常呂郡佐呂間町字幌岩12の3、20の6、21の2、字浜佐呂場所
間35、251の1、252の3、252の16、252の17
- (2) 指 定 の 目 的 魚つき

第1271号

報 公 報 北 道

(3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法	(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字浜佐呂間35、251の1、252の3、252の16、252の17
	(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。	(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
	(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。	(イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）
	(ロ) 保安林予定森林の所在 場所 常呂郡常呂町字栄浦242の1・376（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、236の1、236の9、237の1、372から374まで、377、378、字岐阜757の3
(2) 指 定 の 目 的 魚つき	(ア) 立木の伐採の方法 (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字栄浦242の1、372から374まで、376から378まで、字岐阜757の3
	(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法	(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
	(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。	(イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。）
	(ロ) 保安林予定森林の所在 場所 紋別郡湧別町字芭露206・219（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、220、221の1、1723から1727まで、1728の1、1863の1、1864、1866の1、1867の1、字志撫子1、2の1、7、26、219、220の1、220の3、字計呂地13、15、16、23、24の1、24の3

(2) 指 定 の 目 的 魚つき	(3) 指 定 施 業 要 件
	ア 立木の伐採の方法
(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。	(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
	(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。)
北海道告示第1075号	
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。	
平成13年6月15日	
北海道知事 堀 達 也	
1 保安林の所在場所 爾志郡乙部町字旭岱808（次の図に示す部分に限る。）	2 指 定 の 目 的 公衆の保健
3 指 定 施 業 要 件	(1) 立木の伐採の方法
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第1076号	
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。	
平成13年6月15日	
北海道知事 堀 達 也	

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 解除の理由

「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び大滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 解除の理由

「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び大滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1077号

室蘭開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年6月15日

北海道知事 堀 達 也

1 作業種類

2 作業期間

3 作業地域

公共測量（路線測量に伴う2級基準点測量）

平成13年6月4日から9月25日まで

虻田町

北海道告示第1078号

旭川市長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年6月15日

北海道知事 堀 達 也

1 作業種類

2 作業期間

3 作業地域

公共測量（都市計画基本図作成）

平成13年5月29日から12月14日まで

旭川市、鷹栖町

北海道告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課及び同局室蘭開発建設部並びに北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月15日

北海道知事堀達也

1道路の種類道道（開発道路）

2路線名北進平取線

3道路の区域

区間敷地の幅員延長
勇払郡厚真町字幌内1番12から17.50mから
勇払郡穂別町字穂別523番1まで76.00mまで0.620km

北海道告示第1080号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課及び同局帯広開発建設部並びに北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月15日

北海道知事堀達也

1道路の種類道道（開発道路）

2路線名北見白糠線

3道路の区域

区間敷地の幅員延長
足寄郡足寄町上螺湾国有林十勝東部森林管理署³²林班よ小班から足寄郡足寄町上螺湾国有林十勝東部森林管理署33林班と小班まで14.00mから93.00mまで0.697km

北海道告示第1081号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 6 月15日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道道							
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間
	豊頃糠内芽室線				前	15.50mから 30.50mまで	660.99m	—	北海道帯広土木現業所
	帯広市仁平町西4線2番1地先から 帯広市仁平町西6線1番1地先まで				後	24.00mから 38.00mまで	660.99m	—	
	釧路鶴居弟子屈線				前	14.64mから 46.92mまで	1,515.50m	—	北海道釧路土木現業所
	川上郡標茶町字上オソツベツ原野122番1地先まで				後	14.64mから 46.92mまで	1,515.50m	—	
					後	14.64mから 46.92mまで	1,515.50m	—	
					後	23.65mから 67.10mまで	1,481.93m	—	

北海道告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 6 月15日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道道							
2	路線名	鷹栖東神楽線							
3	道路の区域	区	間	変更前	敷地の幅員	延	長	国道等との	

	旭川市永山町10丁目163番 1地先から旭川市東旭川町 上兵村312番地先まで			前	14.54mから 24.24mまで	4,384.98m	—	
				前	24.50mから 46.80mまで	3,219.00m	—	
				後	24.50mから 46.80mまで	3,249.00m	—	

北海道告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 6 月15日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道道							
2	路線名	別海厚岸線							
3	道路の区域	区間	変更前	敷地の幅員	延長	国道等との			

	野付郡別海町上風連54番1 地先から野付郡別海町上風 連142番44地先まで			前	10.91mから 31.26mまで	3,047.57m	—	
				後	19.74mから 33.49mまで	3,047.57m	—	

北海道告示第1084号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成13年6月15日 1 道路の種類 道 道 2 路 線 名 洞爺湖登別線 3 道路の区域 区 間 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉国有林後志森林管理署室蘭事務所415林班ら小班地先から有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉国有林後志森林管理署室蘭事務所415林班ら小班地先まで 16.50m から 41.50m まで 748.00m —				2 の地点 3 の地点 4 の地点 5 の地点 6 の地点 7 の地点 8 の地点 9 の地点 10 の地点 11 の地点 12 の地点 13 の地点 1 の地点から方向角166度18分48秒の方向79.05mの地点 2 の地点から方向角76度19分18秒の方向36.02mの地点 3 の地点から方向角341度38分37秒の方向5.08mの地点 4 の地点から方向角328度36分24秒の方向10.49mの地点 5 の地点から方向角333度30分18秒の方向10.23mの地点 6 の地点から方向角315度23分21秒の方向11.66mの地点 7 の地点から方向角328度36分24秒の方向10.49mの地点 8 の地点から方向角307度41分29秒の方向12.80mの地点 9 の地点から方向角331度46分41秒の方向10.33mの地点 10 の地点から方向角332度56分11秒の方向10.27mの地点 11 の地点から方向角76度19分23秒の方向21.93mの地点 12 の地点から方向角346度11分10秒の方向4.00mの地点 1,829.05m² 平成12年5月18日 砂防第47 - 7号指令 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 3 項の市町村名 留萌市沖見町1丁目42番2、43番2、53番2、88番、95番及び96番地先の公有水面
北海道告示第1085号 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。 平成13年6月15日 1 (1) しゅん功認可の年月日 2 (2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏 名 又は 名称 イ 住 所 ウ 代 表 者 の 氏 名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 平成13年6月6日 北海道知事 堀 達 也 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也 浜益郡浜益村大字群別村字幌21番39、21番28、21番29、21番30、21番31、21番32、21番33、21番34、21番35、21番36及び21番37地先の公有水面 次の1の地点から13の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と13の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 浜益郡浜益村大字群別村字幌 幌漁港原点（X = -38,770.923 Y = -72,128.893）から方向角215度41分31秒の方向62.95mの地点				2 (1) しゅん功認可の年月日 2 (2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏 名 又は 名称 イ 住 所 ウ 代 表 者 の 氏 名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 平成13年6月7日 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也 次のA1の地点とR51の地点とを結んだ線、R51の地点とR50の地点とを結んだ線、R50の地点とR49の地点とを結んだ線、R49の地点とR48の地点とを結んだ線、R48の地点とR47の地点とを結んだ線、R47の地点とR46の地点とを結んだ線、R46の地点とR45の地点とを結んだ線、R45の地点とR44の地点とを結んだ線、R44の地点とA6の地点とを結んだ線、A6の地点とA5の地点とを結んだ線、A5の地点とA4の地点とを結んだ線、

A 4 の地点と A 3 の地点とを結んだ線、 A 3 の地点と A 2 の地点とを結んだ線及び A 1 の地点と A 2 地点とを結んだ線によって囲まれた区域		B 4 の地点 点		B 1 の地点から方向角18度54分19秒の方向39.29 m の地	
A 1 の地点 三級基準点 3 - 3 (北緯43度55分26秒、東経141度38分09秒) から方向角278度34分21秒の方向174.30 m の地点		B 3 の地点 点		B 4 の地点から方向角195度00分26秒の方向17.03 m の地	
R 51 の地点 A 1 の地点から方向角336度05分24秒の方向4.44 m の地		B 2 の地点 点		B 3 の地点から方向角201度14分36秒の方向20.40 m の地	
R 50 の地点 R 51 の地点から方向角349度07分12秒の方向12.03 m の地		ウ 面 積		区域 A 743.40m ² 区域 B 25.26m ² 計 768.66m ²	
R 49 の地点 R 50 の地点から方向角357度27分38秒の方向7.00 m の地		(4) 免 許 年 月 日 及 び 番 号		平成 6 年 8 月18日 砂防第3060号指令	
R 48 の地点 R 49 の地点から方向角 5 度56分28秒の方向12.37 m の地		(5) 公有水面埋立法第22条第 3 項の市町村名		留萌市	
R 47 の地点 R 48 の地点から方向角20度50分49秒の方向13.38 m の地		北海道告示第1086号 公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第42条第 1 項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けた旨、次のとおり出願があった。 その願書及び関係図書は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して 3 週間、公衆の縦覧に供する。 平成13年 6 月15日 北海道知事 堀 達 也			
R 46 の地点 R 47 の地点から方向角23度43分38秒の方向4.70 m の地点		1 出 願 の 年 月 日 平成13年 4 月25日			
R 45 の地点 R 46 の地点から方向角25度07分07秒の方向12.93 m の地		2 出 願 の あ っ た 国 の 官 庁			
R 44 の地点 R 45 の地点から方向角35度53分12秒の方向11.07 m の地		(1) 氏 名 又 は 名 称 農林水産省			
A 6 の地点 R 44 の地点から方向角39度06分09秒の方向6.47 m の地点		(2) 住 所 東京都千代田区霞が関 1 の 2 の 1			
A 5 の地点 A 6 の地点から方向角186度06分47秒の方向8.64 m の地		(3) 代 表 者 の 氏 名 農林水産大臣 谷津 義男			
A 4 の地点 A 5 の地点から方向角191度41分08秒の方向20.64 m の地		3 埋 立 区 域			
A 3 の地点 A 4 の地点から方向角191度34分23秒の方向19.64 m の地		(1) 位 置 域			
A 2 の地点 A 3 の地点から方向角198度31分34秒の方向19.89 m の地		(2) 区 域			
区 域 B		①の地点 次の B 1 の地点と B 4 の地点とを結んだ線、B 4 の地点と B 3 の地点とを結んだ線、B 3 の地点と B 2 の地点とを結んだ線及び B 1 の地点と B 2 の地点とを結んだ線によって囲まれた区域			
B 1 の地点 三級基準点 3 - 2 (北緯43度55分35秒、東経141度38分10秒) から方向角340度46分07秒の方向171.16 m の地点		②の地点 ③の地点 方向135.72 m の地点			
		①の地点から方向角349度30分21秒の方向87.36 m の地点 = - 43,893.460、Y = - 69,681.050) から方向角176度57分06秒の方向135.72 m の地点			
		①の地点から方向角349度30分21秒の方向87.36 m の地点 ②の地点から方向角259度06分32秒の方向66.53 m の地点			

④の地点	③の地点から方向角349度37分15秒の方向8.14mの地点
⑤の地点	④の地点から方向角79度17分13秒の方向23.27mの地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角76度53分47秒の方向4.61mの地点
⑦の地点	⑥の地点から方向角79度04分12秒の方向4.32mの地点
⑧の地点	⑦の地点から方向角349度29分15秒の方向0.20mの地点
⑨の地点	⑧の地点から方向角79度25分01秒の方向7.99mの地点
⑩の地点	⑨の地点から方向角171度39分36秒の方向0.39mの地点
⑪の地点	⑩の地点から方向角79度31分04秒の方向16.02mの地点
⑫の地点	⑪の地点から方向角174度11分13秒の方向1.06mの地点
⑬の地点	⑫の地点から方向角128度03分22秒の方向0.86mの地点
⑭の地点	⑬の地点から方向角79度06分24秒の方向15.45mの地点
⑮の地点	⑭の地点から方向角169度30分20秒の方向100.59mの地点
⑯の地点	⑮の地点から方向角259度25分17秒の方向36.04mの地点
⑰の地点	⑯の地点から方向角247度25分43秒の方向4.45mの地点
⑱の地点	⑰の地点から方向角270度10分16秒の方向11.39mの地点
⑲の地点	⑱の地点から方向角349度43分50秒の方向5.80mの地点
(3) 面積	1,405.96㎡
4 埋立てに関する工事の施行区域	
(1) 位置	浜益郡浜益村大字浜益村 2 番13及び2 番32地先
(2) 区域	次の㊦の地点から㊷の地点までを順次に結んだ線及び㊦の地点と㊷の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 浜益漁港原点（北緯43度36分05秒786、東経141度23分12秒447、X = - 43,893.460、Y = - 69,681.050）から方向角245度27分06秒の方向127.91mの地点
㊦の地点	㊦の地点から方向角79度47分54秒の方向114.95mの地点
㊧の地点	㊧の地点から方向角101度01分46秒の方向14.62mの地点
㊨の地点	㊨の地点から方向角87度16分37秒の方向5.20mの地点
本の地点	㊩の地点から方向角175度41分43秒の方向28.78mの地点
㊰の地点	本の地点から方向角257度57分37秒の方向13.73mの地点
㊱の地点	㊰の地点から方向角169度16分46秒の方向78.53mの地点
㊲の地点	㊱の地点から方向角259度07分57秒の方向18.59mの地点
㊳の地点	㊲の地点から方向角163度23分28秒の方向16.34mの地点
㊴の地点	㊳の地点から方向角259度25分14秒の方向39.90mの地点
㊵の地点	㊴の地点から方向角349度43分18秒の方向9.07mの地点
㊶の地点	㊵の地点から方向角270度08分53秒の方向37.90mの地点

㊷の地点

㊷の地点から方向角327度18分14秒の方向61.77mの地点

(3) 面積

13,929.94㎡

5 埋立地の用途

漁港施設用地

北海道告示第1087号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年6月15日

1 小樽都市計画臨港地区に係る事項

北海道知事堀達也

(1) 都市計画の種類

臨港地区

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア追加する土地の区域

小樽市港町の一部

イ除外する土地の区域

小樽市手宮1丁目、高島1丁目の各一部

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 札幌圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類

道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名称起点終点主な経過地

幹線街路3・4・38号札幌市中央区北3条東14丁目北広島市西の里札幌市白石区流通センター1丁目

幹線街路3・4・43号札幌市豊平区豊平6条5丁目札幌市南区石山1条5丁目札幌市豊平区平岸3条9丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第1088号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

(4) 事業地 ア 収用の部分 平成10年北海道告示第282号の事業地に札幌市北区拓北4条1丁目地内を加える。 イ 使用の部分 変更なし 2(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 5・6・1号平岡公園 (3) 事業の施行期間 昭和52年2月21日から平成18年3月31日まで (4) 事業地 ア 収用の部分 変更なし イ 使用の部分 札幌市清田区平岡公園248番地先の河川敷地を加える。 公報	
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成13年6月15日 北海道知事 堀 達 也 1 業務概要 (1) 業務名 緊急地域雇用特別対策推進事業 道民チャレンジ21世紀ファンド データ検索システム作成業務 (2) 業務内容 多様な道民の新しい取組を応援する情報提供・発信の場を構築するため、その仕組みとなるデータ検索システム及びホームページ等の企画・作成業務を委託する。 (3) 履行期限 平成14年3月20日(水) 2 プロポーザル参加要件及び選定基準 (1) プロポーザルの参加要件 ア 道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。 イ ホームページやデータベースの作成を業として行う事業者であること。 ウ 過去3年間(平成10年度～12年度)において、ホームページやデータベース作成業務に係る契約を締結し、確実に履行した実績を有すること。 (2) プロポーザルの選定基準 ア 事業者の業務遂行能力 実施体制等 イ ホームページ等の内容	①事業目的との整合性、②道民の利便性、③デザイン等、④プログラムの基本的考え方、⑤維持・管理等、⑥拡張等 ウ 雇用等の計画 緊急地域雇用特別対策推進事業としての条件の満足度 3 手続等 (1) 担当部局 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部政策室構造改革推進課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 923 ファクシミリ 011 - 232 - 8924 メールアドレス kousou.kyoudou@pref.hokkaido.jp (2) 説明書の交付期間及び場所 交付期間 平成13年6月15日(金)から21日(木)まで (土曜日及び日曜日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで) 交付場所 (1)に同じ。 (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限 平成13年6月22日(金)午後5時(必着) 提出場所 (1)に同じ。 提出方法 持参、ファクシミリ、電子メール又は郵送(書留郵便に限る。) (4) プロポーザルの提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限 平成13年7月17日(火)午後5時(必着) 提出場所 (1)に同じ。 提出方法 持参 4 その他 (1) 手続において使用する言語、通貨 日本語、日本円 (2) 契約書作成の要否 要 (3) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)に同じ。 (4) プロポーザルに関する説明 提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。 (5) その他留意事項 詳細は、プロポーザル説明書による。

支 庁 告 示

北海道胆振支庁告示第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。

平成13年6月15日

北海道胆振支庁長 天 谷 純

- | | | |
|---|------------|------------------------------|
| 1 | 認 定 番 号 | 胆建指第3105号 |
| 2 | 認 定 年 月 日 | 平成13年5月30日 |
| 3 | 対 象 区 域 | 虻田郡虻田町字高砂町37番地1、37番地68 |
| 4 | 申請者の住所及び氏名 | 虻田郡虻田町字栄町58 虻田町長 長崎 良夫 |
| 5 | 縦覧図書の縦覧場所 | 北海道胆振支庁経済部建設指導課
虻田町経済部建設課 |

札幌新札幌警察署長

北海道選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項の規定により、平成13年6月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数は、次のとおりである。

平成13年6月15日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

- | | | | |
|---|---------------------------------|-----------|--------|
| 1 | 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数 | 50分の1の数 | 91,969 |
| | 3分の1の数 | 1,532,804 | |

2 北海道議会議員の選挙区域内の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数

石狩支庁所管区域	22,430	網走支庁所管区域	41,645
渡島支庁所管区域	47,467	胆振支庁所管区域	19,184
檜山支庁所管区域	15,130	日高支庁所管区域	22,968
後志支庁所管区域	30,842	十勝支庁所管区域	50,081
空知支庁所管区域	54,876	釧路支庁所管区域	22,477
上川支庁所管区域	30,185	根室支庁所管区域	13,795
留萌支庁所管区域	10,313	札幌市中央区	49,472
宗谷支庁所管区域	9,801	札幌市北区	70,126

札幌市東区	67,106	留萌市	7,751
札幌市白石区	54,188	苫小牧市	45,348
札幌市厚別区	33,496	稚内市	11,812
札幌市清田区	55,784	美唄市	8,590
札幌市南区	27,786	江別市	31,919
札幌市西区	41,539	紋別市	7,644
札幌市手稲区	54,449	士別市	6,391
札幌市手稲区	35,321	名寄市	7,414
函館市	78,372	根室市	8,952
小樽市	42,046	千歳市	23,073
旭川市	98,352	滝川市	12,677
室蘭市	29,042	深川市	7,515
釧路市	51,737	富良野市	6,936
帯広市	46,074	登別市	15,098
北見市	29,805	恵庭市	16,872
網走市	22,765	伊達市	9,722
網走市	11,299	北広島市	15,154

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内の選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数は

北海道警察函館方面本部管轄地域	50分の1の数	8,622
3分の1の数	143,694	
北海道警察旭川方面本部管轄地域	50分の1の数	12,123
3分の1の数	202,046	
北海道警察釧路方面本部管轄地域	50分の1の数	11,587
3分の1の数	193,115	
北海道警察北見方面本部管轄地域	50分の1の数	5,424
3分の1の数	90,392	

札幌公安委員会告示

北海道公安委員会告示第44号

平成11年北海道公安委員会告示第34号（風俗営業の営業時間の特例の日の指定）の一部を次のように改正する。
平成13年6月15日

北海道公安委員会委員長 潮田隆

表中

7	8、9、10	岩内神社祭典	岩内町
7	8、9、10	厳島神社祭典	釧路市
7	9、10	洞爺湖湖水祭り	虻田町

7	7、8、9	厚岸港まつり	厚岸町
7	8、9、10	岩内神社祭典	岩内町
7	14、15、16	厳島神社祭典	釧路市

7	15、16、17	住吉神社祭典	小樽市
7	15、16、17	厚岸港まつり	厚岸町

7	15、16、17	住吉神社祭典	小樽市
---	----------	--------	-----

7	16、17	北見ぼんちまつり	北見市
7	20、21、22	中標津神社例大祭	中標津町

7	20、21、22	中標津神社例大祭	中標津町
7	21、22、23	北見ぼんちまつり	北見市

7	29、30、31	紋別観光港まつり	紋別市
7	29、30、31	むろらん港まつり	室蘭市
7	29、30、31	小樽潮まつり	小樽市

7	21、22、23	紋別観光港まつり	紋別市
7	21、22、23	むろらん港まつり	室蘭市

7	28、29、30	小樽潮まつり	小樽市
---	----------	--------	-----

8	2、3	第36回定山溪かつばまつり	札幌市南区定山溪温泉
---	-----	---------------	------------

8	2、3	第37回定山溪かつばまつり	札幌市南区定山溪温泉
---	-----	---------------	------------

8	5、6、7	くしろ港まつり	釧路市
8	5、6、7	名寄神社祭典	名寄市
8	6、7	滝川しづき祭り	滝川市
8	6、7	温根湯温泉まつり	留辺蘂町
8	10、11、12、13	旭川夏まつり	旭川市

8	3、4、5	旭川夏まつり	旭川市
8	4、5、6	くしろ港まつり	釧路市
8	5、6	滝川しづき祭り	滝川市
8	5、6	温根湯温泉まつり	留辺蘂町
8	5、6、7	名寄神社祭典	名寄市

8	10、11、12	姥神大神渡御祭	江差町
---	----------	---------	-----

8	10、11、12	姥神大神宮渡御祭	江差町
---	----------	----------	-----

8	29、30、31	川湯神社例大祭	弟子屈町
9	2、3、4	千歳神社秋季例大祭	千歳市

8	28、29、30	川湯神社例大祭	弟子屈町
9	2、3、4	千歳神社例大祭	千歳市

「 9 15、16、17 岩 見 沢 神 社 秋 季 例 祭 岩 見 沢 市 」を			
「 9 15、16、17 岩 見 沢 神 社 例 祭 岩 見 沢 市 」に			
改める。			

調 査 本 部 告 示

北海道警察本部告示第83号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成13年6月15日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
鑑識車 1台
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成13年10月26日
 - (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入する物品又はこれと類似する物品について、平成13年6月1日現在において、引き続き2年以上の生産又は販売実績を有すること。
- (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成13年6月15日から6月25日まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部装備課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2332
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- 5 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
(2) 入 札 日 時 平成13年6月29日 午後2時
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 郵便等による入札
(1) 郵便による入札は認めない。
(2) 電報による入札は認めない。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所て交付する。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否

11 その他 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	た実績を有すること。 エ 共同体方式による場合は、ア及びイについては全構成員が、ウについては1以上の構成員が条件を満たしていること。 (2) フロポーザルの特定基準 ア 提案を行う業者等の実力 イ システムの充実度 システムの操作性、データ管理の容易性等 3 手続等 (1) 担当部局 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部生活安全部警察相談企画・指導係 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 3415 フクシミニリ 011 - 241 - 1110 (2) フロポーザル説明書の交付期間及び交付場所 平成13年6月15日（金）から22日（金）まで （土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで） 交付場所は、(1)に同じ。 直接交付する（郵送等はない。）。 (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法 平成13年6月25日（月）午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送（書留郵便で配達証明付きのものに限る。）による。 (4) フロポーザルの提出期限、提出場所及び提出方法 平成13年7月6日（金）午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参すること。 4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円 (2) 契約書作成の要否 要 (3) 関連情報入手するための照会先 3の(1)に同じ。 (4) フロポーザルに関するヒアリングを行う。
次のとおりフロポーザルの提出を要請する。 平成13年6月15日 北海道警察本部長 山 田 高 廣 1 業務概要 (1) 業 務 名 警察安全相談管理システム開発業務 (2) 業務内容 相談に関する資料を管理するデータベースシステムの開発業務及び全道所属にわたるネットワーク化業務を委託する。 (3) 履行期限 平成14年3月20日（水） 2 参加資格及び特定基準 (1) フロポーザルの提出者に要求される資格 ア S Iの登録又はISO9000の認証を受けていること。 イ 道内に本店、営業所等を有する業者であること。 ウ 過去2年間に国又は地方公共団体とシステム開発業務を契約締結し、確実に履行し	

平成十三年六月十五日

金 曜 日

(5) 詳細は、3の(2)のプロポーザル説明書によること。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印 編 発

刷 集 行

富 北
士 海
ブ 道
リ 総
ン 務
ト 部
株 法
式 制
会 文
社 書
道 課